

・単価採用日と適用歩掛の関係

単 価

1) 労務単価は、二省（農林水産省及び国土交通省）共同調査の公共工事労務単価を使用しています。

なお、国土交通省・国土交通省九州地方整備局及び市販公表図書（5月号予定）で公表されます。

2) 機械損料は、原則として4月1日から9月30日までの間、18年度の機械損料を使用し、10月1日以降は、19年度の機械損料を使用します。

3) 公表図書の[***]については、市販公表図書の平成19年3月版の平均価格を4月1日より新単価として使用しています。また、改正する単価における[***]については、その適用年月日の前月版の平均価格を新単価として使用します。

歩 掛

1) 歩掛（諸経費率を含む）は、原則として4月1日から9月30日までの間、18年度の積算基準書を使用し、10月1日以降は、19年度の積算基準書を使用します。

その他

1) 単価・歩掛については、大幅な変動が生じた場合、随時改正し、その都度通知します。